

「外環の2」都市計画

無効の訴えを却下

東京地裁、原告は控訴

都が東京外郭環状道路
(外環道)の地上部に計画
している道路「外環の2」
に関して武藏野市にある予
定地内の住民が都に対し
都市計画決定の無効確認な
どを求めた訴訟の判決で、
東京地裁は「本件都市計画

決定は訴訟の対象となる行
政処分には当たらない」な
どとして、住民側の訴えを
却下した。判決は十七日
付。住民側は控訴した。

判決を受けて、原告の武

藏野市の上田圭子さん(68)

が都庁で記者会見し、「地
域を分断する道路は必要な
い。子や孫が住めるように
努力したい」と語った。

外環道を地下化したのは
地上部への影響を小さくす
るために、地上部の外
環の2計画を残すのは目的
に反するなどとして、上田さ
んの夫で弁護士の誠吉さ
んが〇八年に提訴。〇九年
に亡くなった後は、上田さ
んが引き継いでいた。

2015.11.20 木 東京新聞